

平成27年9月8日

平成27年

第9回大田区教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 27 年第 9 回大田区教育委員会定例会会議録

平成 27 年 9 月 8 日（火曜日）

1 出席委員（6名）

尾形 威 委員	委員長
芳賀 淳 委員	委員長職務代理者
横川 敏男 委員	
藤崎 雄三 委員	
鈴木 清子 委員	
津村 正純 委員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	松本 秀男
教育総務課長	水井 靖
副参事（教育政策担当）	曾根 暁子
副参事（教育施設担当）	酒井 敏彦
学務課長	森岡 剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野 哲郎
副参事	長塚 琢磨
学校職員担当課長	佐藤 國治
教育センター所長	岩田 美恵子
大田図書館長	五ノ井 巖暢

3 日程

日程第1 教育委員の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 議案審議

第60号議案 大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第61号議案 平成27年度第二次補正予算要求原案の撤回について

~~~~~  
(午後2時開会)

#### ○委員長

ただいまから、平成27年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

## ○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

## ○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。御協力よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に芳賀委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は、「教育委員の報告事項」でございます。本日は、尾形委員長より報告がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○委員長

それでは、私より報告いたします。

それでは、画面（注：パワーポイントによる資料）を見ていただきたいと思います。皆さんに質問します。ただし、回答は求めませんから、心の中で考えていただければと思います。ちょっと難しいです。「46.1%」、「60.4%」、「95.2%」、これは何の数字か考えてください。これがわかったら、もうすごいなと思います。上が小学生、真ん中が中学生、下が高校生、これがヒントです。

今、教育長から答えが出ました。これは、小学生、中学生、高校生のスマートフォンの自己所有率です。スマートフォンや携帯電話を含むインターネット社会の急激な進展は、子どもに大きな影響を与えております。現在、様々な事件が起きておりますが、ネットに関わって非行を重ねる事件というのがとても多くなっています。ネットは他から見えにくく、そして、すごく広いです。そういうことを考えていくと、今、何とかしなくてはいけない、そういうふうには保護者も、そして、教育委員会も各学校も切実な願いとして思っているのではないのでしょうか。

そんなことを考えていたときに、ある大田区立のA中学校で、「生徒によるSNSでの自主ルール作り」という発表をするという情報を得たので、早速、その学校に行って話を聞いてみました。

生徒会の代表の一人の生徒が、地域や来賓に向けて、「友人間で連絡を取るときは、使用時間を午後10時30分までとします。」と、体育館の舞台上で、堂々と発表しました。私は、その発表を聞いて、本当に感激・感動・感謝、三感の想いでいっぱいでした。

では、ルールを作るまで、そのA中学校はどういう経過をたどったのかというところを説明したいと思います。

A中学校では、東京都が行うインターネット利用適正化促進事業「ファミリーeルール」というのを活用しました。A中学校では、この4月1日に、オリエンテーションとしてフ

ファミリールールから派遣された講師が来て、教員向けに講義を実施しました。それから、4月9日、やはり同じ講師が生徒への出前講義と、実際のトラブル事例を通してルール作りのあり方を考える出前授業を実施しました。それに基づいて、今度、全ての学級で、全ての子どもたちが関わって、学級ごとに学校全体のルールについて集団討論、ルールの策定を行いました。そして、それに基づいて、今度は生徒会の企画委員会、中央委員会が討論しました。そして、学校全体の自主ルールを生徒会で策定した、という流れになっています。そして、その後に地域向けの説明を行いました。地域向けの説明は、「社会を明るくする運動」の中でやっていました。それから、その後、7月に保護者向けの研修会を行ったということです。

ここで、私がすごいな、いいなと思うポイントは、子どもたち一人ひとりが当事者意識を持って取り組んで、そして、自分たちが情報交換し、そしてまた討論をした上で決めていったことです。だから、非常に子どもたちもルールを守りやすい、こういうことがあるのではないかなと思います。

では、そのA中学校で決まったルールですけれども、第一は、「友人間で連絡を取るときには、使用時間を午後10時30分までとします。」という使用時間のルールです。これは、きっと子どもたちの睡眠時間や勉強時間を確保するということが必要です。やはり時間を制限するということが大事なことかなと思います。

第二に、「SNSの連絡だけでなく、互いに直接向き合って話し合う機会を意識的につくっていきましょう。」ということです。やはり今フェイス・トゥ・フェイス、これがとても大事だと言われているのですけれども、やはりネットだと表情が見えず非常に誤解を生じやすいです。だから、なるべくフェイス・トゥ・フェイスでやっていくことが大切です。

第三に、「動画、写真などを使用するときは、本人の許可を必ずとるようにしましょう。」ということです。動画、写真の使用、これは必ず本人の許可を得るということです。これは、本当に犯罪防止などのためにもとても大事なことかなと思います。

第四に、「他の人が傷つくようなことは、絶対言わない、絶対書かないようにしましょう。」ということです。当たり前のことですけれども大事です。やはり自分で言われたら嫌なこと、自分で書き込まれたら嫌なことは人にもしないことです。こういうことは、やはり原則かなと思うのです。これは、子どもたちの心を傷つけない、または、これによって大きな被害を受ける場合もあるので、気を付けていくということは大事です。

第五、「必要になったとき、忘れないようにするために、必ず自分のパスワードを記録しておくようにしましょう。」ということです。これは、パスワード管理です。大切です。

こういう五つのルールを決めて出発したということです。

子どもたちに何かを与える場合、例えば携帯、スマートフォン、テレビ視聴、ゲーム、こういうものについても、子どもたちに何かを与える場合には、必ずやり方を説明して、そしてルールをきちんと守るようにします。自主的なルールを作って、守らせる。そういうことが大事ではないかなと思います。だから、家庭でのルールをしっかり決めて、家族で守っていくようにしてほしいです。

先ほど言ったファミリールールでは、家庭でのルール作りのポイントが3つ挙げられて

おりました。

第一に、「夜8時以降は、携帯電話を親に渡します。」などのように小さくて、具体的に、守りやすいルールを作成する。特に、時間は大事だと私は思います。

第二に、ルールを作成する際に、親が一方的に決めるのでは、なかなか守りません。ですから、親と子どもが一緒になって話し合っ、共通理解のもとにルールを決めて、そして子ども自身に宣言させる。そうすると守っていくようになると思います。

第三に、ルールを決めると同時に、子どもがそのルールを守れなかった場合のルールもまた決めておきましょう。これは罰則ではなくて、ルール、約束を破ったときには自ら責任をとるためのものです。ルールを決めます。そしてルールが守れなかったらこういうルールにします、というふうにルール作りを二重構造にすると、家庭でのルールの効果がぐんとあがると思います。

宣言例を幾つか載せておきました。

では、これからここにいる皆さんにちょっとやってもらいます。スマートフォン又は携帯でもいいし、テレビ、ゲームでもいいですけども、自分で自分の宣言を頭の中で考えて作ってください。1分以内でお願いします。そして、作る時には、先ほどの3つのポイント、それを見て作ってください。必ず、二重構造でお願いします。自分はこれをやる、守れなかったからどうする、というふうにお願いします。

はい、もう結構です。皆さん、ルールは簡単に作れると思うのです。簡単に作れるのですけれども、作ったことがゴールではないのです。ルールを作るのはスタートで、作ったものが自分の体に身に付いて習慣化すること、これがゴールだと思うのです。家庭でも学校でも約束まではできると思います。その後それを定着させる、身に付ける、ここが非常に大事だし、難しいことです。

私の家に孫がいるのですけれども、ゲームがすごく好きです。我が家では小学生低学年のときにはゲームは15分というルールでした。中学年になって30分にしました。そして、家族の中で話し合っ、ゲームをするときには、時計の30分後のところにシールをつけます。そして、始める前に、今何時、終わりは30分後のシールがある何時と、この30分間を確認させてやっています。ぴったりとやめたときにはすごく褒めます。「すごいね」とかいろいろなことを言ってすごく褒めます。そして、なかなかやめないときには「シール見て」と言い、それを2、3回繰り返します。それでもやめないときは、4歳の子がいるのですが、その子が「〇〇ちゃん、ずるい」とか、そう言うてくるのです。そうすると、大体そこで終わるのですが、それでもやめない場合には、先ほど言ったようにルールが破られた場合のルールを決めてありますので、内容によって3日間、1週間、ゲームなしとしています。そういう形で、我が家ではやっています。本当にルールを徹底するには保護者が子どもをよく見て、そして、一つ一つ手だてをしていかないとなかなか徹底が図れないと思います。こういう小さな積み重ねをコツコツすることで、子どもたちが自分で決めたルールを守れるようになるのかなと思っております。

ネットやテレビ、ゲームの長時間利用というのは、本当によくはないと思うのです。子どもの生活習慣が乱れて、家庭でも笑顔が少なくなります。そして言い争いが多くなります。最後にはどうなるのでしょうか。家庭が崩壊していくことも考えられます。また学校でも、ネット等の長時間利用の子どもは、遅刻することが多くなり不登校の傾向になる場合

もあります。それから意欲や気力などがなくなります。または眠たくて授業がつまらなくなり、学力が低下してしまうことが多いと思うのです。

ですから、先ほど言ったようにネットの自主ルールを作って、きちんとした生活習慣を過ごすことが子どもたちの健全育成からも、そして学力向上からも大事なことになるのかなと思います。

ゲームやテレビより読書、ゲームに勝つ読書、というのを私はいつも言っているのですが、よろしくをお願いします。

以上です。

ただいまの報告に御意見、御質問はありませんか。

## ○鈴木委員

委員長、ありがとうございました。

私のほうでも様々な活動をしておるわけですが、今、お話の中のインターネットに関しての問題について、こういった冊子を皆さんに参考として差し上げています。『あなたは大丈夫？～考えよう！インターネットと人権～』というものですが、とてもよくできている冊子なのです。これは、今までに学校やPTAなどをお願いして、ぜひ使ってくださいということで配布をいたしております。人権教育啓発推進センターで出しており、インターネットに対する様々な注意を促しております。

今、様々なところでこういったものを発行しておりますし、インターネットの中で検索してみても大変参考になるものがあります。

ある中学校のPTAの方に、「インターネットで人権教育啓発推進センターを検索すると、そこの中にはたくさんの資料、DVDもあります。」ということをお伝えしましたら、そこにわざわざ行っていただいたということをお聞きまして、とてもうれしく思いました。

また、情報プラス感想なのですけれども、インターネットに関する人権侵害の問題については非常に増えています。1.5倍でございます。平成26年度では1,429件ということで、これが1.5倍になっています。

これは法務省の調べなのですけれども、ネットのトラブルの相談については、一番多いのが架空請求です。一時、子どもたちも知らないでいろいろ使って、非常に問題になったことがあります。それから、迷惑メールなど、削除依頼の電話や削除方法を教えてほしいといったものが多いようです。

そのほか、具体的に言いますと、例えば男女の交際、名誉毀損の問題、誹謗中傷の相談がありますが、中でも中学生のネットいじめの対応は大変です。これに関しては非常に深刻なものもありますので、保護者に一番関心を持っていただかなければと思っております。余談ですが、警察のほうの調べになりますと、サイバー犯罪、これが非常に多くなって、ものすごい数で増えていっているのが現状でございます。

こういった数字を見ていると、よきにつけあしきにつけインターネットというのは非常に便利な道具でございますけれども、リスクが大きいということを肝に銘じて使っていただきたいと思っております。

報告の中で、家庭でのルールということがございましたけれども、家庭でのルールを学

校で先生が指導しても、保護者が関心を持って受けとめていただかないと、なかなか達成できないということになります。家庭への啓発も非常に重要なことだと思っております。以上でございます。

### ○委員長

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

### ○芳賀委員

今の御家庭へのというところが同じ意見なのですけれども、私が今からしゃべる材料は、9月2日に、NHKの『クローズアップ現代』という番組がございまして、これはいわゆる大阪の遺体遺棄事件のことを扱った番組なのです。あの事件は、もちろん犯人が一番悪いに決まっているのですけれども、それとは別に、ああいう深夜に、しかも多分恐らく不良とかそういうことではないような普通の男の子、女の子、中1がああ深夜というか明け方まで外にいたというところが一つの特徴の事件でした。

その番組の中で扱われているのは、スマートフォンが普及することによって親子の関係に変化が起きていると。要するに、警察側の見方では、子どもにとっては携帯電話があるので親と連絡がとれているという安心感があるということで、夜うろうろすることに対する罪悪感みたいなものが若干薄れているのではないかと。そういうことで普通の子どもたち、つまり、かつて言う不良の子が何か悪さをするために出ていくのではなく、普通の子がふっと出ていくということが増えている。他方において、親の側も、お互いにスマートフォン等を持っているといざというときに連絡がとりやすいということで、深夜に出歩くことに抵抗感が薄れがちだということ。

特に、番組の中で出てきたのは、お子さんがたくさんいらして生活も大変なものだから、深夜勤務を御両親ともしなくてはいけない。御両親が帰ってくるのはどうしても11時、12時になってしまうということ、子どもに目を行き届かせることができない。だけれども、とりあえず携帯電話、あるいはスマートフォンで居場所だけは見られるから大丈夫かなと思ってしまう人間関係がある。その背景には、番組的にはかつての上下の親子関係よりは友達っぽい親子が増えてきているというものもあるのではないかとということもありました。

それで、今の尾形委員長のお話は学校側の取り組みとしては本当にとってもいい取り組みだと思います。というか、今考えられる中で、ほとんどベストに近いのではないのでしょうか。ただ、最終的に、スマートフォンというのは結局親が買い与えているものということもあります。あと、先ほど例が挙げた、「10時半までに、子ども同士の連絡はやめましょう。」では、親子の関係では使ってもいいというのが裏の意味としてあるわけですよ。ということがあって、結局親がやることを認めているというとなし崩しになっていくのではないのかという不安があって、なかなかこの種のテーマ、いつも家庭にお願いというときには、いつも大変なのですけれども、やはり家庭の方、親御さんに対しての取り組みというのが非常に大事だと思っております。しかしながら、難しい。

何が方法としてあるのかというのがよくわからないのですけれども、例えばスマートフ

オンに対しての取り組みだと、やはりスマートフォンを使うべきではないということで、スマートフォンを使った口コミで、こんなに怖いことがあるのだよということを一生涯懸命親御さんのスマートフォンに流すとか、何かよっぽどそういう手でも考えないと、お忙しい親御さんは、多分学校で講演会とかをやってもなかなか来てくださらないでしょう。というか、来るだけの余裕がない方も増えているでしょうという意味です。

学校側の取り組みが一生涯懸命であるだけに、御家庭への働きかけをどうするのかというのが今後の大きな課題だなという印象を持ちました。以上です。

#### ○委員長

ありがとうございました。

#### ○教育長

尾形委員長、ありがとうございました。

鈴木委員からお配りいただいた、この『あなたは大丈夫?』という啓発冊子、非常によくできているなど、今ざっと拝見して思いました。我々、技術革新によって、とても便利なこういったツールを手に入れて、また、それだけ時間と場所の制約から解放されたというか、制約されないような空間というものを手に入れたということで、そのメリットもたくさんちゃんと書いてあるし、同時に、それによって生じる弊害というものも具体的に書かれているわけです。

先ほど来、話が出ておりますけれども、いじめの問題についても、ネットいじめというようなことが、こうやって技術革新によって新たに生じた空間によっていじめの問題が生じているということの中で、例えば、NHKの『いじめをノックアウト』という取り組み、これはホームページ上での展開であるとか、あるいはその一部がテレビでも放映されるということがございますけれども、そういった中で、全国各地の学校の取り組みというのが紹介されている。具体的に、どこそこの中学校ではこういう取り組みをしていますよということが紹介されておまして、その中でも触れられていたことですが、特に、中学生ぐらいになると、人が決めたルールを押しつけられるとそれ自体に対して「押しつけ」ということで感情的に反発を感じたり、禁止されるとかえって破りたくなってしまふと。あるいは、感情的な問題として、先生や親に言われると、若者言葉で言えば「うざい」と感じてしまう。そういう中では、尾形委員長のプレゼンにもあったように、自分たちで決めていくということが、とても大事なことだろうと思っています。

本区の具体的な中学校においても、このような取り組みが行われたことというのはとても大事なことだと思っておりますので、これをさらに他校にも広げていく。こういったことが、今後の取り組みとして重要だと思いました。私からは以上です。

#### ○委員長

ありがとうございました。

#### ○藤崎委員

感想が一つと質問が一つです。スマートフォンを目の前に置いている私が言うのも何で



すが。スマートフォンが悪いのかどうかというのはなかなか難しいところで、これは議論するつもりはなくて。家庭ルールというところに関してなのですが、もし今後、教育委員会も加わって、家庭ルールを作ってくださいという形で、全学校とか親御さんに発信していくのであれば、家庭ルールを作りましょう、家庭ルールとは何なのだ、というときに、親のルールを作ってください、それを子どもに提示にしてください、と言わないと、多分、芳賀委員が言ったのと一緒なのです。子どもだけ家庭のルールを作るというのは、これは子どもだけ二重構造で宣言させて、大人は別に構いませんという、それは全然意味がないことです。大人も一緒に守っていますとか、大人も自分で、先ほど尾形委員長が自分のルールを作ってくださいと言っていましたけれども、あれと一緒に、大人と子どもと一緒にルールを作って、それを両方が見られるところに置いておきなさい、ということを書いていかないと、多分浸透はしないと思っています。これが感想です。

質問のほうは、これは指導課に質問なのですが、携帯とか、スマートフォンとか、iPadとかいろいろな電子機器がありますけれども、それを学校に持ってくることはだめよとかというものをまず出しているのか、いや、それは学校任せなのかというのが一点と。あと、学校で自主ルールとして、持ってきた場合には授業中は回収しています、なんて、そういう学校がそもそもあるのか、という情報がもしあれば教えてください。

#### ○指導課長

主に中学校だと思えますけれども、各学校においては、決まりとして学業に係るものの以外の学校への持ち込みというのは禁止しておりますので、スマートフォン、携帯電話を含めて、それらを学校に持ち込むことは禁止しております。

しかし、実態として、それを所持して、そのことが明らかになった場合には、それを一旦お預かりして、家庭へ連絡の上、保護者の方にお返しするという対応をしております。

#### ○藤崎委員

これは想定されることであって、実際そうだとということではないのですが、例えば、サイエンススクールとかいろいろな打ち手を我々は出していて、要は電車を通ってくる。歩いて通えないようなところからどンドンと一つの学校に行っているという子どもたちを、私たちが結果として増やしているという状態において、親はやはり子どもが心配なので、連絡がとれるように携帯を渡す。それはあるのです、実際に。

そういう人たちに、実際、どういうケースはよくて、どういうケースはだめだと一つ一つルールを決めていると、これは大変なことになる。でも、一律してルールを決めると、これもまた誤謬が出てきてしてしまうという中で、もしこれが本当に大切、重要だということのだったら、我々が新たに教育の観点から打つ施策に対して、そこはセットになっていないかどうかというものも、あわせてこの問題も考えていくということにしていかないと、学校側に、また問題が起きたときだけ何をやっていたんだというのも、全然違う話だろうなというのを、今、話ながら自分で感じたので、あわせて意見として伝えておきます。

#### ○委員長

ありがとうございました。

やはりルール作りをするときには、先ほど教育長の話にもあったのですけれども、保護者と子どもが一緒になって話し合っ、そしてまとめていくということが大事かなと思いました。

それでは、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

承認いたします。

続いて、日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。どうぞ、よろしくお願いいたしますます。

#### ○委員長

それでは、部課長の報告をお願いいたします。

#### ○教育総務課長

資料)「学校施設における敷地内全面禁煙実施方針」

私からは、学校施設における敷地内全面禁煙実施方針の策定について御説明いたします。

受動喫煙防止対策として、厚生労働省においては、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきとし、特に、子どもの利用が想定される場合は、屋外であっても受動喫煙防止のための配慮が必要であるとしております。

既に、大田区立小・中学校におきましては、校舎内の禁煙につきましては全て実施されておりますけれども、校舎の外につきましては、取扱いがバラバラであるため、この実施方針を教育委員会として決定し、全校に徹底していきたいという主旨でございます。

施行日は、来年平成28年4月1日を予定しております。以上です。

#### ○副参事(教育政策担当)

資料)平成28年度放課後ひろば事業の新規開設予定校について

私からは、平成28年度放課後ひろば事業の新規開設予定校について御報告を申し上げます。

前回の委員会でも御報告申し上げましたが、小学校における放課後ひろば事業について、平成28年度より、次の小学校で実施する予定です。今回4校が追加になりました。※印を付してございます、北糀谷、出雲、南六郷、南蒲、この4校につきまして追加となりました。合計16校で来年度はスタートできるように、実施準備を進めてまいります。

実施までの主なスケジュールを記載してございます。9月下旬からは事業者の公募に入ります。年内を目途に運営事業者を決定し、年明けからは準備に入ります。また、御利用される学童の方へ、11月上旬には説明会を開催したいと思っております。また、年が明けまして入学が近づいてきましたら、3月頃には私どもの放課後子ども教室のほうの事業に

ついでの説明会を開催する予定でございます。以上です。

### ○教育センター所長

資料) 適応指導教室「つばさ」羽田教室の仮移転について

私からは、適応指導教室「つばさ」羽田教室の仮移転について御報告をさせていただきます。

本案件につきましては、既に平成26年3月27日の教育委員会定例会において、羽田地区公共施設整備計画として御報告をさせていただいておりますが、このたび、仮移転の時期が確定いたしましたので、御報告をさせていただくものでございます。

仮移転の経緯でございますが、羽田地区公共施設整備計画に基づいて、「つばさ」羽田教室が、下記のとおり仮移転いたします。新築される建物につきましては、現在計画財政部を中心に検討中でございますので、決定次第御報告いたします。

仮移転の時期でございますが、10月10日の土曜日に移転し、14日の水曜日から通室開始となります。

仮移転先ですが、羽田旭町にございますコミュニティセンター羽田旭1階でございます。現在の所在地は、萩中三丁目児童館羽田分館内でございます。下に、地図と教室の平面図ということで、見にくくて恐縮でございますけれども、マーキングしたところがこの使用場所となるところでございます。現在の通室者数は13名でございます。

私からは以上でございます。

### ○大田図書館長

資料1) 大田区指定管理者モニタリング結果(通常年度)

資料2) 大田区指定管理者モニタリング結果(財務審査)

私からは、指定管理者モニタリングの結果について御報告をいたします。モニタリングは2種類ございます。

最初に、表題が「大田区指定管理者モニタリング結果(通常年度)」を御覧いただければと思います。大田区立図書館では、今年度から平成31年度までの期間におきまして、新たに指定管理者の選定を行い、事業者を指定しておりますが、こちらのモニタリング結果(通常年度)におきましては、前期の事業者におけるモニタリングとなっております。モニタリングにつきましては、一部業務委託で運営しております大田図書館を除く区立図書館15館で、指定管理者の自己評価と施設所管課でございます大田図書館が評価を行う方法で実施をいたしました。

モニタリングの主な目的でございますが、一つ目としまして、指定管理者の提供するサービスについて、協定書に定めた水準を充足しているかの確認をするため。二つ目としまして、所定の水準が充足されていない場合は改善するよう勧告を行う。三番目としまして、公の施設として説明責任を果たすこととでございます。モニタリングの実施により施設運営上の課題を抽出し、分析結果をその後の運営に反映させることで施設サービスの改善、向上につなげていくものでございます。

お手元の資料の1枚目、大森南図書館を例に御説明をいたします。施設名の下に事業者名テルウェル東日本株式会社が記載されております。区立図書館につきましては、6事業

者が指定管理者となっております。

業務履行状況としまして、管理、職員、運営、情報管理、安全・危機管理、施設管理、清掃と七つの項目について、指定管理者の自己評価と施設所管課所見及び評価の結果を記載させていただいております。

評価の基準は、「○」としましては「きちんと履行している」、「△」につきましては「もう少し努力が必要」、「×」としまして「履行されていない」と3段階で評価をしております。大森南図書館におきましては、施設所管課の評価は全て「○」でございまして、適切に運営していると評価をさせていただきました。

指定管理者の所見でございますが、児童を対象にしたイベント「読書ラリー」を実施し、児童利用者を増加させることができたとございます。これに対し、施設所管課の所見としまして「エキスチェンジ」がまずございます。こちらにつきましては、昨年のNHK連続テレビ小説「花子とアン」に関連をいたしまして、甲府市立図書館とのエキスチェンジ＝相互観光支援展示を行いまして、甲府市立図書館では、村岡花子の誕生の地の展示、大田区としましては、馬込文士村の紹介でございますとか、晩年を過ごした大田区の展示を紹介させていただいております。また、「羽田ヴィッキーズ」との連携事業でございますが、こちらでは、選手が子どもたちに絵本の読み聞かせを行うといった独自性のある事業を行い、こういったところも図書館を区民にPRしたとして評価をさせていただいております。

他館でございますが、施設所管課の評価で、羽田図書館の「職員」の項目で出勤簿の記載漏れがあることにより、「△」の「もう少し努力が必要」との評価をいたしました。なお、この件につきましては、モニタリングの当日に改善するよう指定管理者に伝えております。それ以外の評価につきましては、各館とも「きちんと履行している」の「○」になっており、協定書に定めた水準を充足し、適切に運営されていると評価をしております。

各館の取り組みと評価につきましては、時間の関係もございますので、指定管理者総合所見と施設所管課総合所見を御確認いただければと思います。

次に、資料の表題としまして、「大田区指定管理者モニタリング結果（財務審査）」を御覧ください。対象となる事業者は、今年度新たに選定された七つの指定管理者でございます。

財務審査の目的でございますが、指定管理者が安定的に継続して公の施設の管理運営を代行できる状況にあるかどうかを確認し、財務状況悪化による施設運営の停滞と区民サービスの低下というリスクを未然に防止するためでございます。審査の範囲は、指定管理業務の範囲ではなく、それ以外の業務を含めた事業者全体を対象としております。

実施方法につきましては、客観性及び専門性確保のため、審査を公認会計士に委託し実施をさせていただきました。公認会計士からの審査の結果は、全ての指定管理者におきまして、財務状況は良好である、との判断をいただきました。よって、施設所管課所見におきましても、財務面から当該施設の管理運営を適切に代行できる状況に判断する、といたしました。

私の報告は、以上でございます。

○委員長

ただいまの御報告に御意見、御質問はありませんか。

○藤崎委員

敷地内全面禁煙のところを確認です。この内容について、私は賛成なのですが、これに関しては方針ということなので、罰則規定というのはないということによろしいのですか、というのが一点。

二点目は、敷地内ということであると、もちろん生徒や先生だけではなく、地域の人にもっと学校に来てくれと言っているわけですから、地域の人に対しての徹底というのが必要になりますが、これは各学校にお願いをするということなのか、教育委員会も何かこれについての動き、ないしは掲示というものをやる予定があるのでしょうか。

○教育総務課長

禁煙方針につきましては、既に校長会等で説明をしております、各校を通じて校長からの説明、それからPTAの方々、また特別出張所長のほうに依頼をいたしまして、町会の会長の皆様にも御説明させていただいているところでございます。

○藤崎委員

罰則規定はないということによろしいですか。

○教育総務課長

はい。

○委員長

ほかに御意見、御質問はありませんか。

○委員長

私は、現在、週に3回ぐらい図書館を利用させていただいているのです。児童室のほうを中心に行っています。私の行っている図書館の児童室の本を全部読もうかなと思って、毎回読んでおります。本当に図書館の接遇というのですか、行って本当に気持ちよく過ごせるのです。だから、接遇は本当によくなっているなどいつも感謝しております。

○委員長

ほかに御意見、御質問はありませんか。

それでは、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認いたします。

続いて、日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は、「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

「第60号議案 大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

「第61号議案 平成27年度第二次補正予算要求原案の撤回について」

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長

まず、第60号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、第60号議案 大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則、でございます。

菰中小学校の校庭の夜間照明設備は、現在4月1日から11月30日までの利用期間とされておりますけれども、サッカー等の利用などで秋から冬にかけての夜間の利用希望が高まっていることから、この利用を通年で可能とするよう規則を改正するものでございます。

○委員長

ただいまの説明に対して御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第60号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第60号議案について、原案どおり決定いたします。

次に、第61号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第61号議案 平成27年度第二次補正予算要求原案の撤回について、でございます。

教育委員会において、補正予算を計上する場合には、教育委員会で原案を決定し、区長のほうに送付して、補正予算案として計上していただくという手続をとるわけでございます。平成27年第二次補正予算原案につきましては、大森第四小学校の仮設校舎の借上げにつきまして、価格上昇等の要因により、債務負担限度額を増額するという案をこちらの定例会で決定していただいたところでございますけれども、再度調整の結果、予算の範囲内で契約締結が可能で、債務負担限度額の変更は必要ないという判断が区長部局のほうであったため、この案を撤回するということにいたしたく御審議をお願いするものでございます。

○委員長

ただいまの説明に対して御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第61号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第61号議案について、原案どおり決定いたします。

これをもちまして、平成27年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後2時52分閉会)